

アーティストバンクサイト構築及び運用保守業務事業者評価基準

1. 趣旨

この基準は、アーティストバンクサイト構築及び運用保守業務に関する提案のうち、最も優秀な提案を行ったと認められる者を選定するための必要な事項を定めるものである。

2. 評価基準 一次審査

提出された提案書などの書類について書面審査を行う。採点は下記のとおり。審査の結果、上位5者を二次審査の対象とする。

ただし、書面審査における採点が、配点の6割に満たない場合、または見積金額が提案限度額を超えている場合は受託者候補者として適当でないものと判断し二次審査に進めないものとする。

| 評価項目 | 番号 | 評価基準の詳細 | 配点 倍率 | 配点 | 実施要領 該当箇所 |
|----------------|----|--|----------|-----|--------------|
| 業務実績について | 1 | ※1 | | 15 | (キ) |
| デザインコンセプトについて | 2 | 本サイトを訪れた閲覧者の興味を強く引くようなデザインコンセプトとなっているか。 | 3 | 15 | (エ) |
| ロゴマークのデザインについて | 3 | テーマに込められた意味と合致しているデザインとなっているか。 | 4 | 20 | (カ) |
| | 4 | テーマに込められた意味と合致しているデザインとなっているか。 | 2 | 10 | (カ) |
| | 5 | 船橋らしさを感じられるデザインとなっているか。 | 3 | 15 | (カ) |
| | 6 | ウェブサイトやポスター、チラシに用いた場合、利用しやすいデザインとなっているか。 | 4 | 20 | (カ) |
| | 7 | 文化芸術の専用サイトを象徴するようなデザインとなっているか。 | 1 | 5 | (カ) |
| | 合計 | | | 100 | |

※配点は評価委員一人あたり

※実施要領該当箇所は「アーティストバンクサイト構築及び運用保守業務に関するプロポーザル実施要領」の「11. 提案書の提出」の「3) 提出書類」の「③提案書の記載内容」を指す

※1「業務実績について」の評価点について

「業務実績について」の評価点は以下の基準により、決定するものとする。(令和8年4月1日時点)

| 得点 | 条件 |
|-----|---|
| 15点 | ● 官公庁(独立行政法人等も含む)向けのアーティストバンク専用ウェブサイト構築実績を有している。 |
| 12点 | ● 船橋市でのウェブサイト構築実績を有している。 |
| 9点 | ● 人口50万人以上の自治体、都道府県、国の行政機関のいずれかでウェブサイト構築実績を有している。 |
| 6点 | ● 人口20万人以上の自治体でのウェブサイト構築実績を有している。 |
| 3点 | ● 9点または6点に該当しないその他の官公庁(独立行政法人等も含む)でのウェブサイト構築実績を有している。 |

※人口については、令和2年国勢調査によるものとする。

【採点方法】

評価委員5名が、評価基準の項目及び評価内容ごと5段階で評価する。

| 提案内容の評価 | 得点 |
|---------|----|
| 特に優れている | 5 |
| 優れている | 4 |
| 標準 | 3 |
| やや劣っている | 2 |
| 劣っている | 1 |

【順位付けの方法】

評価委員の採点結果を合計し、点数の高い者から順に上位とする。

【同点だった場合の取扱い】

同点により上位5者の特定ができない場合は、次のとおりの順序で上位を決定するものとする。

1. ロゴマークのデザインについての得点が高い者を上位とする。
2. 1の数が同数の場合、デザインコンセプトについての得点が高い者を上位とする。
3. 1・2の数が同数の場合、見積金額が低い者を上位とする。

3. 評価基準 二次審査

提案書及びプレゼンテーション審査を行う。採点は下記のとおり。後述の順位付けの方法により順位を決定するものとし、最高評価点となった提案者を受託候補者とし、2位の提案者を次点者とする。

| 評価項目 | 番号 | 評価基準 | 配点 倍率 | 配点 | 実施要領 該当箇所 |
|------------------------|----|---|----------|----|--------------|
| システム構築の基本方針 | 1 | 自治体のウェブサイト構築に関する基本的な考え方が理解できているか。 | 1 | 5 | (イ) |
| | 2 | アーティストバンクに関する基本的な考え方、本市の導入計画と合致しているか。 | 1 | 5 | (ウ) |
| アーティストバンク専用ウェブサイトのイメージ | 3 | 文化芸術の専用サイトを象徴するようものとして、視覚的に魅力的なファーストビューデザインとなっているか。 | 5 | 25 | (オ) |
| | 4 | 船橋の特徴等を意識及びイメージしたデザインとなっているか。 | 5 | 25 | (オ) |
| | 5 | ウェブサイトの階層構造は、大分市や熊本市と比べて遜色ないか。 | 5 | 25 | (オ) |
| | 6 | UI/UX デザインであり、若者から高齢者まで誰もが使いやすい仕様となっているか。 | 4 | 20 | (オ) |
| | 7 | サイト、CMS、サーバ等の主な機能・スペックが満たされているか。 | 3 | 15 | (オ) |
| プロジェクト導入計画 | 8 | 本業務の詳細な想定作業スケジュールが示されているか。 | 1 | 5 | (ク) |
| | 9 | 本業務遂行にあたり、提案者と本市の役割分担が示されているか。 | 1 | 5 | (ク) |
| | 10 | 適切なプロジェクト管理を行える実施体制(人員・会議体等)が組み立てられているか。 | 2 | 10 | (ク) |
| | 11 | 作業においてトラブルが発生した場合でも無理なく対応できるスケジュールになっているか。 | 1 | 5 | (ク) |

| | | | | | |
|---------------|----|---|---|-----|-----|
| 非機能要件への対応 | 12 | 申請に必要な項目が易く見つけやすいメニュー体系になっているか。 | 2 | 10 | (ケ) |
| | 13 | 承認作業を容易に行うことができるか。 | 2 | 10 | (ケ) |
| | 14 | 申請時及び承認時のアラートの対応がわかりやすいか。 | 2 | 10 | (ケ) |
| | 15 | その他、操作者にとって効率的または利便性の高い工夫がされているか。 | 2 | 10 | (ケ) |
| 運用保守・セキュリティ対策 | 16 | 稼働後の運用面でのサポート体制が明確に示されているか。 | 2 | 10 | (コ) |
| | 17 | 障害時の保守体制が示されているか。また、緊急時の迅速な対応が整備されているか。 | 2 | 10 | (コ) |
| | 18 | 本市が求めるセキュリティ面について具体的な内容が示されているか。 | 2 | 10 | (サ) |
| 独自提案 | 19 | アーティストバンク専用ウェブサイトが多く、アーティスト等に利用していただけるような独自の提案がなされているか。 | 5 | 25 | (シ) |
| 費用 | 20 | ※3 | | 60 | |
| 合計 | | | | 300 | |

※実施要領該当箇所は「アーティストバンクサイト構築及び運用保守業務に関するプロポーザル実施要領」の「11. 提案書の提出」の「3) 提出書類」の「③提案書の記載内容」を指す

【採点方法】

評価委員5名が、評価基準の項目及び評価内容ごと5段階で評価する。

| 提案内容の評価 | 得点 |
|---------|----|
| 特に優れている | 5 |
| 優れている | 4 |
| 標準 | 3 |
| やや劣っている | 2 |
| 劣っている | 1 |

※3「見積金額について」の評価点について

提出された見積書をもとに、見積金額の最も低かった提案者に満点を付する。その他の提案者については、見積金額の最も低かった提案者の見積額[A]を、当該提案者の見積額[B]で除して得た数値($A \div B$)に、配点を乗じて得た得点を当該提案者の評価点とする(小数点第2位を四捨五入)。

【順位付けの方法】

評価委員ごとに一次審査及び二次審査の合算した採点結果に順位を付し、各評価委員が付した順位の数字を合計して最も小さい数字の者(最高評価点)を受託候補者とする。

【同点だった場合の取扱い】

同点により受託候補者の特定ができない場合は、次のとおりの順序で上位を決定するものとする。

1. 順位点合計が同点だった場合、1位の獲得数が多い者から上位とする。
2. 1位の獲得数が同数の場合、順に2位、3位と獲得数が多い者から上位とする。
3. 1・2でも差がつかない場合は、採点の合計点が高い者を上位とする。
4. 1～3でも差がつかない場合は、見積金額が低いものを上位とする。